



新型コロナウイルス感染症にともなう ガス料金および電気料金の取り扱いについて

室蘭ガス株式会社（本社：室蘭市／代表取締役社長 西村 和浩、以下「室蘭ガス」）は、昨今の北海道における新型コロナウイルス感染症の状況を受け、ガス料金および電気料金の取り扱いを以下のとおりといたしますので、お知らせいたします。

□ガス料金および電気料金のお支払い期限の延長

新型コロナウイルス感染症にともなう、店舗等の休業による売上の減少、就業収入の減少、外出自粛等の影響により、ガス料金および電気料金のお支払いを期限までに行うことが困難であるお客さまのお支払い期限を延長いたします。対象となるお客さまは、お支払いが困難である旨のお申し出がお客さまからあり、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた認定書（又は決定通知書）の写しを提出いただけるお客さまとし、ガス料金については **2020年5月検針分、6月検針分および7月検針分**、電気料金については **2020年3月ご使用分（2020年5月ご請求分）、2020年4月ご使用分（2020年6月ご請求分）および5月ご使用分（2020年7月ご請求分）** についてそれぞれ1ヶ月延長いたします。

記

お客さまからのお申し出は、**2020年4月23日（木）9時より**受付いたします。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

室蘭ガス株式会社 : 0143-44-3156

（受付期間：平日 9時～17時）

以上